

生産緑地とは

都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に定めることができる地区です。**建築規制**を受け一方で、**税制優遇**を受けることができます。

○建築規制：建築物の新築等の行為制限（原則30年間の農地等としての管理義務）

※指定から30年が経過した場合や主たる農業者が死亡等により営農できなくなった場合は、市に対して生産緑地の買取り申出をすることが可能です。

○税制優遇：固定資産税が農地課税（生産緑地以外は宅地並み課税）

相続税の納税猶予制度が適用（生産緑地以外は適用なし）

生産緑地の追加指定申出について

生産緑地の追加指定を希望される方は、「生産緑地地区指定申出書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、神戸市へ提出してください。提出いただいた生産緑地地区指定申出書については、神戸市の都市計画案作成の検討の参考とさせていただきます。（生産緑地の指定要件を満たしていない等の農地については、案とならないこともあります。）

○提出期限

令和6年4月30日(火)まで

※令和7年度以降も追加指定を行う予定です。

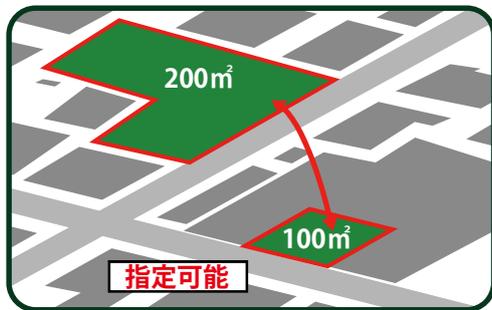
○生産緑地の指定要件

- ①一団の農地*として、規模要件(300㎡以上等)を満たしている農地
- ②農地等利害関係人全員の同意がある農地
- ③合理的な土地利用に支障がない農地
- ④農業の継続が可能である農地

○提出書類

- ①生産緑地地区指定申出書
(市のHPからダウンロードできます)
- ②位置図(住宅地図等の写し)
- ③地積図(字限図・公図)
- ④土地登記簿謄本(全部事項証明書)
(③④は法務局で発行されたもの)
- ⑤現地写真
(農地全景を1筆ごとに撮影したもの)
- ⑥建物配置図(農業用施設がある場合)

*一団の農地の考え方



物理的には、隣接していなくても、同一又は隣接する街区に複数の農地があれば、一団の農地とみなして生産緑地に指定することができます。

ただし、一団の農地を構成する個々の農地面積は**100㎡程度が下限**です。

今後のスケジュール

